

【短期組合員】異動（資格喪失）報告書

				決 裁	課 長	係 長	主 任	副主任
記 号		組 合 員 氏 名		生 年 月 日	昭 平	年	月	日
番 号								
区 分				組 合 員 種 別		給 付 の 有 無		
転 入	他の所属所からの転入							
転 出	他の所属所への転出							
組 合 員 種 別 の 変 更		異 動 前 の 種 別			異 動 後 の 種 別			
異動（資格喪失）年月日		年 月 日 （資格喪失年月日は退職、死亡の日の翌日とすること。）						
異動（資格喪失）理 由				資格喪失証明書の交付 ☐ 要（ ☐ 通） ☐ 不要				
				退職後 6 月以内に出産 ☐ 該 当 ☐ 不 該 当				
上記のとおり異動（資格喪失）したので報告します。 京都府市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 所属所長								

- (注) 1 組合員種別の変更の場合には、転入及び転出欄の記入を要しない。
- 2 「給付の有無」の欄には、異動の当時、短期給付について受給中のものがある場合、又は長期給付について請求のあった場合は、その旨を記入すること。
- 3 組合員の資格を喪失した場合には、異動（資格喪失）理由欄に退職又は死亡の区分を明記し、資格喪失証明書の交付を希望する場合は「資格喪失証明書の交付」欄の「要」に✓を付け、交付必要数を記入すること。なお、退職の日まで引き続き 1 年以上組合員であった者が退職後 6 月以内に出産予定である場合は、「退職後 6 月以内に出産」欄の「該当」に✓を付けること。
- 4 組合員種別の変更以外の場合は、組合員証（資格確認書）等を添付すること。